

別府市国民保護計画

平成19年3月

(平成29年12月 一部変更)

(令和元年 7月 一部変更)

(令和3年 7月 一部変更)

別 府 市

目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	1
3	市地域防災計画との整合性の確保	2
4	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	市の地理的、社会的特徴	9
1	地理的特徴	9
2	社会的特徴	10
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	12
1	武力攻撃事態	12
2	緊急処理事態	13
3	NBC攻撃の場合の対応	14
第2編	平素からの備えや予防	16
第1章	組織・体制の整備等	16
第1	市における組織・体制の整備	16
1	市の各部課室における平素の業務	16
2	市職員の参集基準等	16
3	消防機関の体制	18
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	19
第2	関係機関との連携体制の整備	19
1	基本的考え方	19
2	県との連携	20
3	近接市町村との連携	20
4	指定公共機関等との連携	21
5	ボランティア団体等に対する支援	21
第3	通信の確保	22
第4	情報収集・提供等の体制整備	22
1	基本的考え方	22
2	警報等の伝達に必要な準備	24
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	24
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	26
第5	研修及び訓練	27
1	研修	27

2	訓練	27
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	29
1	避難に関する基本的事項	29
2	避難実施要領のパターンの作成	29
3	救援に関する基本的事項	30
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	30
5	避難施設の指定への協力	30
6	生活関連等施設の把握等	30
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	32
1	市における備蓄	32
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	32
第4章	国民保護に関する啓発	34
1	国民保護措置に関する啓発	34
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	34
第3編	武力攻撃事態等への対処	35
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	35
1	事態認定前における連絡本部等の設置及び初動措置	35
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	39
第2章	市対策本部の設置等	40
1	市対策本部の設置	40
2	通信の確保	55
第3章	関係機関相互の連携	56
1	国・県の対策本部との連携	56
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	56
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	57
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	57
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	58
6	市の行う応援等	58
7	ボランティア団体等に対する支援等	58
8	住民への協力要請	59
第4章	警報及び避難の指示等	60
第1	警報の伝達等	60
1	警報の内容の伝達等	60
2	警報の内容の伝達の方法	61
3	緊急通報の伝達及び通知	62
第2	避難住民の誘導等	62
1	避難の指示の通知・伝達	62
2	武力攻撃事態等に応じた避難の態様	63
3	避難の形態と避難方法	64
4	武力攻撃事態4類型の場合	65

5	避難実施要領の策定	6 5
6	避難住民の誘導	6 8
第5章	救援	7 2
1	救援の実施	7 2
2	関係機関との連携	7 2
3	救援の内容	7 3
第6章	安否情報の収集・提供	7 6
1	安否情報の収集	7 6
2	県に対する報告	7 7
3	安否情報の照会に対する回答	7 7
4	日本赤十字社に対する協力	7 8
第7章	武力攻撃災害への対処	7 9
第1	武力攻撃災害への対処	7 9
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	7 9
2	武力攻撃災害の兆候の通報	7 9
第2	応急措置等	8 0
1	退避の指示	8 0
2	警戒区域の設定	8 1
3	応急公用負担等	8 2
4	消防に関する措置等	8 3
第3	生活関連等施設における災害への対処等	8 4
1	生活関連等施設の安全確保	8 4
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	8 5
第4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	8 6
1	武力攻撃原子力災害への対処	8 6
2	NBC攻撃による災害への対処	8 7
第8章	被災情報の収集及び報告	9 0
1	被災情報の収集	9 0
2	被災情報の報告	9 0
3	情報の提供	9 0
第9章	保健衛生の確保その他の措置	9 1
1	保健衛生の確保	9 1
2	廃棄物の処理	9 2
第10章	国民生活の安定に関する措置	9 3
1	生活関連物資等の価格安定	9 3
2	避難住民等の生活安定等	9 3
3	生活基盤等の確保	9 4
第11章	特殊標章等の交付及び管理	9 5
1	特殊標章等の意義	9 5
2	特殊標章等	9 5
3	特殊標章等の交付及び管理	9 5

4	特殊標章等に係わる普及啓発	96
第4編	復旧等	98
第1章	応急の復旧	98
1	基本的考え方	98
2	公共的施設の応急の復旧	98
第2章	武力攻撃災害の復旧	99
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	100
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	100
2	損失補償及び損害補償	100
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	100
4	救援に関する支弁	100
第5編	緊急対処事態への対処	102
1	緊急対処事態	102
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	102

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態における対処

資料編

3 市地域防災計画との整合性の確保

市において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、別府市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）を策定し、台風や地震などの自然災害や大規模事故等に対する防災対策を実施している。

市地域防災計画は、市国民保護計画とその対象となる災害の発生原因は異なるものの、災害の態様や対処方法については、国民保護措置と共通する部分も多く、また、発生した事態に効果的に対処するためには、体制の運用や関係機関との連携体制等の統一を図る必要がある。

このようなことから、この計画は、市地域防災計画との整合性を確保し、統一的な運用ができるように配慮するものとする。また、この計画に定めのない事項については、市地域防災計画の例による。

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性をかんがみその自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自立を保護することにより、その言

論その表現の自由に特に配慮する。また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法について、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

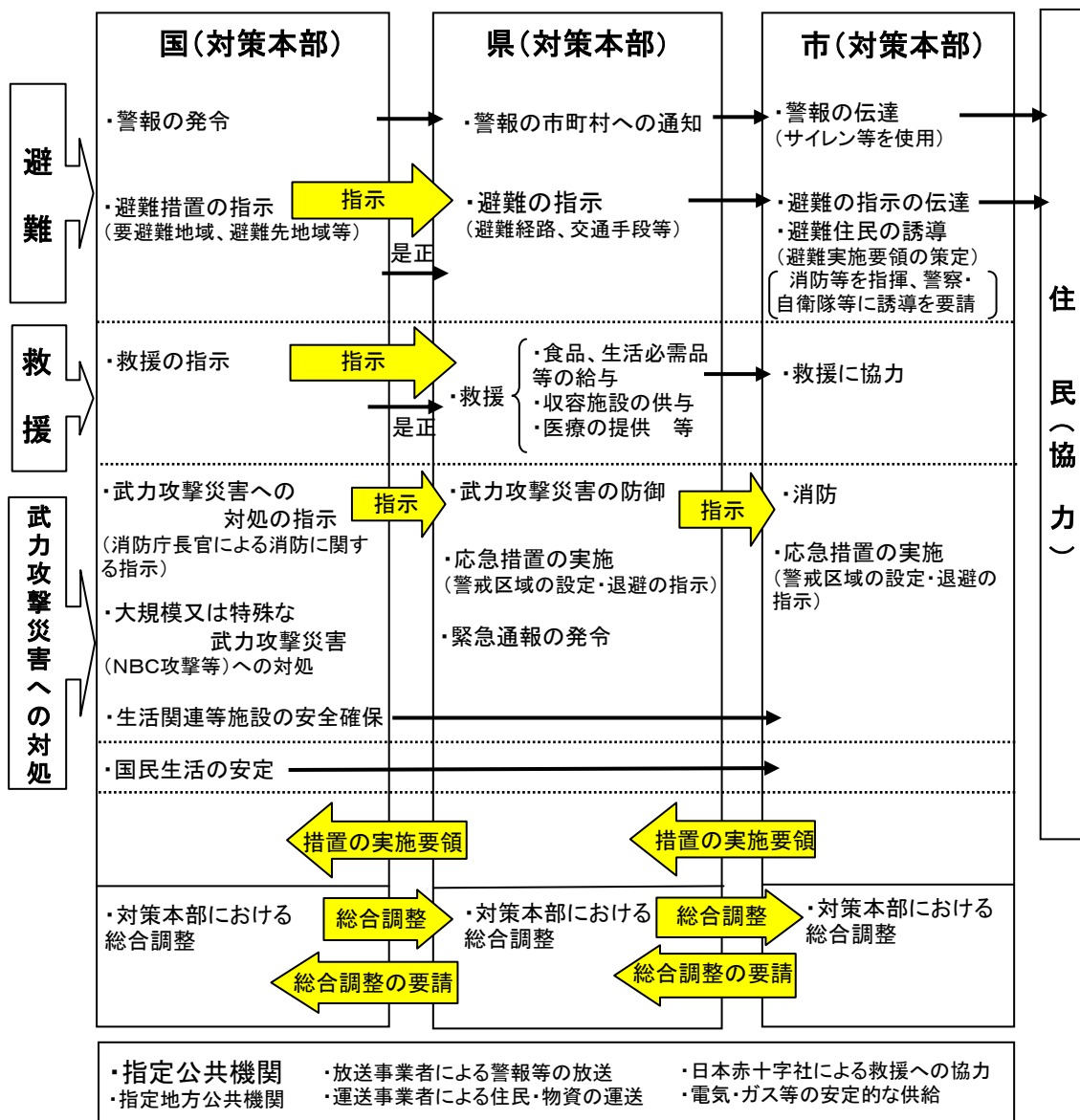
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
大分県	<ol style="list-style-type: none"> 1 大分県国民保護計画の作成 2 大分県国民保護協議会の設置、運営 3 大分県国民保護対策本部及び大分県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
別府市	<ol style="list-style-type: none"> 1 別府市国民保護計画の作成 2 別府市国民保護協議会の設置、運営 3 別府市国民保護対策本部及び別府市緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区 警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
九州防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通 信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に 関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
九州財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
門司税関	1 輸入物資の通関手続
九州厚生局	1 医療の指導及び監督 2 感染症の発生及びまん延の防止 3 保健衛生の確保
大分労働局	1 被災者の雇用対策
九州農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
九州森林管 理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産 業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業保 安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
九州地方整 備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
九州運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
福岡管区 気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供

第七管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃 災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態等における侵害の排除 2 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
道路の管理者	1 道路の管理
日本赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地理的特徴

本市は、九州の北東部、瀬戸内海に接する大分県の東海岸のほぼ中央部に位置し、南は野生のニホンザルで有名な高崎山をへだてて県都大分市と隣接、北は県北・国東テクノポリス地域としてハイテク関連企業が進出する国東半島の市や町と接し、西は阿蘇国立公園に属する由布岳、鶴見岳の連山を中心に南北に半円形に連なる鐘状火山（トロイデ）に囲まれその裾野がなだらかに波静かな別府湾に続く扇状地である。

本市の広さは、東西に13Km、南北に14Kmのほぼ正方形をしており、総面積は、125.34km²で、大分県全体面積の1.97%となっている。

別府市管内の極地

東……………別府市大字浜脇字銭瓶
西……………別府市大字東山字クラキ
南……………別府市大字内成字アライ
北……………別府市大字南畑字谷尻

(1) 地形の特徴

ア 海岸線

別府湾の西側に位置する本市は、南北約10Kmが海岸線と接しており、海岸線は単調で、約1.7Kmが自然海岸で、約8.6Kmが国道の拡幅工事や港湾建設などにより順次埋め立てられた人工の護岸である。

イ 河川

本市の河川は、南部から大分市との境に鳴川、次いで浜田川、朝見川、中央部には境川、春木川、北部には平田川、新川、入江川、冷川の9河川がある。

これらの河川は、鶴見岳を主峰とする山々を源としており、その長さも最大で7Km程度であり、平常時の水量は極めて少ない。

ウ 湖沼

本市の湖沼は、比較的少なく、鶴見岳の南側に位置している県内でも有名な志高湖は、海拔570mの等高線に沿って広がる天然湖である。

湖畔周囲約2Km、湖面面積8.8haで、湖岸を周回する散歩道があり、周辺の草原は市民の憩いの場として、また春・夏などの観光シーズンには、市民や観光客で賑わうなど観光名所として広く知られている。

エ 山地・丘陵

本市は、市街地の西部に標高1,375mの鶴見岳がそびえており、南には小鹿山から高崎山に連なる山々が、北は内山、加藍岳、高平山等の標高1,000m級の鶴見連山に囲まれている。

一方、丘陵地は、本市の北西部に十文字原高原、天間高原、城島高原が位置しているものの、南部には丘陵地は見られない。

(2) 気 候

本市は、穏やかな温帯な気候に恵まれた「内海型気候区」に入り、年間を通じて降水量が少なく、風も弱く比較的温暖な地域である。

年間の平均気温は17℃で、平均風速は2.7m/Sと穏やかである。

年間の降水量は、東部で1,500mm～1,600mm、
西部で2,000mmを超える。

梅雨期から台風来襲期になる6月と9月にはやや多めとなり月に300mmに達する。特に、台風の来襲については、過去の例からみると、九州、大分県、別府市には接近・通過することが多く、風水害の影響を受けやすい地域でもある。

2 社会的特徴

(1) 人口分布

本市の人口は、平成27年10月26日発表の国勢調査資料によれば、人口122,138人、世帯数は55,624世帯となっている。

人口分布を地域的に見てみると、このうち約97%は、市街地と呼ばれる中央部に集中しており、他は、山間部の東山地区に0.38%、内成地区に0.25%、丘陵地の天間、湯山地区に各0.2%の順となっている。

(2) 道路の位置等

ア 高速道路

九州横断自動車道が長崎市を起点に佐賀、福岡を経て、鳥栖ジャンクションからは大分自動車道として東へ延びており、県内では日田市、玖珠町、九重町、由布市及び本市を經由して大分市へと接続されている。

また、東九州自動車道が、九州自動車道と北九州ジャンクションで接続し、中津市、宇佐市、本市、大分市、臼杵市、津久見市、佐伯市を經由し宮崎県清武ジャンクションにおいて宮崎自動車道と接続している。

イ 国 道

国道は、海岸に沿って北は日出町から、南は大分市へと国道10号が南北に縦断している。

また、国道500号が本市を起点に、鉄輪温泉街を經由し、丘陵地である十文字原高原を通って宇佐市（安心院町）に接続されている。

ウ 一般道路

県道が逆U字型に市街地を取り囲んでおり、その中央部に片側2車線の道路が

石垣地区を中心に南北に1本走っている。

また、西方面へは県道が本市を起点として由布市（湯布院町）に接続されている。

(3) 鉄道、港湾の位置等

ア 鉄道は、JR九州の日豊本線が、北は日出町から南は大分市に縦断している。

イ 港湾は、国際観光温泉文化都市別府の海の玄関口として別府港があり、別府湾の奥に位置し、昭和26年に重要港湾の指定を受けた。

現在、水深3mから12mまでの8バースが整備され、定期フェリー、客船航路を中心に、車両及び一般旅客を航送している。

また、平成25年3月末に第四埠頭の岸壁改良工事が完了し、14万トン級の客船も接岸できるようになるとともに、平成28年の熊本地震では支援物資の荷揚げ場としても利用された。

(4) 自衛隊施設

自衛隊施設は、陸上自衛隊施設として別府駐屯地、その他の施設として自衛隊別府病院、また、九州防衛局別府防衛事務所が所在する。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

(1) 着上陸侵攻

特 徴	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ●船舶による場合 沿岸部が当初の侵攻目標になりやすい ●航空機による場合 沿岸部に近い空港が攻撃目標になりやすい ●国民保護措置の実施地域 広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定 ●被害 爆弾、砲弾による家屋、施設の破壊、火災など 	<ul style="list-style-type: none"> ●事前準備が可能であり、先行避難が必要 ●国、地方公共団体は、大規模な住民避難が行われることに伴う混乱発生防止 ●都道府県を越える避難の場合は、国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本 ●国、地方公共団体は、速やかな避難のために輸送力を確保 ●避難生活の長期化を想定して食品等救援物資が円滑に調達・確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制の整備

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

特 徴	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ●突発的な被害の発生の可能性 ●都市部の中枢、鉄道、橋りょう、ダム等への注意が必要 ●被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずる恐れがある（生活関連等施設の被害） ●NBC兵器やダーティボム（爆薬と放射性物質を組合わせたもの）が使用されることも想定 	<ul style="list-style-type: none"> ●武力攻撃が行われる地域の今後の推移の予測等を踏まえ、要避難地域の住民の速やかな避難 ●武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切に避難させる等の対応が必要 ●事態の状況により、県知事の緊急通報の発令、県知事及び市長による退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置

(3) 弾道ミサイル攻撃

特 徴	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ●発射段階での攻撃目標の特定が極めて困難であり、短時間で着弾 ●弾頭の種類（通常弾頭、NBC弾頭）を着弾前に特定するのが困難 ●弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ●通常弾頭の場合、被害は局限され、家屋、施設の破壊、火災等を想定 	<ul style="list-style-type: none"> ●迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要 このため、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から国民への周知が必要 ●当初は屋内避難、着弾後に被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難が必要 ●避難は屋内避難が中心で、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難 ●事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難

(4) 航空攻撃

特 徴	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ●弾道ミサイル攻撃の場合に比べ時間的余裕があるものの、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難 ●都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標 ●被害は、家屋破壊、火災など 	<ul style="list-style-type: none"> ●攻撃の目標地を限定せずに、屋内等への避難等の避難措置が広範囲に必要 ●屋内避難に当たっては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難 ●事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難 ●生活関連等施設の安全確保措置を講じ、武力攻撃災害の発生・拡大の防止が必要

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム破壊
- イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

- イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

3 NBC攻撃の場合の対応

(1) 核兵器等

ア 核攻撃

(ア) 特徴

- 核攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生じる。
- 核爆発によって、①熱線、爆風及び初期放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊及び放射能による汚染を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分され、①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらす、②は爆心地附近から降下し始め、逐次風下方向に拡散・降下し被害範囲を拡大させる。
- 放射性降下物は、放射能を帯びた灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散・降下するためその被害は一般的には熱線や爆風による被害に比し広範囲に拡大することが想定され、放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばく、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物の摂取により内部被ばくするおそれがある。

(イ) 留意事項

- 避難にあたっては、努めて風上に対し直角横方向へ移動するとともに、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被爆を避ける。
- 国や県の指示に従い、対象者に安定ヨウ素剤を配布するとともに、確実に服用させ、内部被ばくの低減に努める。
- 汚染地域への立入制限を確実に実行し、避難誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にする。
- 避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染等、放射性物質による汚染の拡大を防止することが重要である。

イ ダーティボムによる攻撃

ダーティボムとは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模であるが、爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、核攻撃に準じた対処が必要となる。

(2) 生物兵器

ア 特徴

- 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。
- 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるがヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害の拡大が考えられる。

イ 留意事項

- 国を中心としたサーベイランス（疾病監視）情報を確実に入手し、必要な広報を徹底し、二次感染等の防止に努める。
- 国や県の指示に基づくワクチンの接種状況及びこれらに関する情報の収集・広報に努める。
- 医療機関、その他関係機関との連携による立入制限区域等の設定

(3) 化学兵器

ア 特徴

- 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は、下をほうのように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

イ 留意事項

- 国、県及び関係機関との連携の下、原因物質の検知、汚染地域の特定、立入制限及び汚染者、汚染地域の除染による汚染の拡大防止等を行うことが重要である。
- 住民の誘導にあたっては、化学剤の特性を考慮し、避難の初期については、風上に対し、努めて直角横方向、化学剤汚染地域外では風上方向の高台へ誘導する等、避難の措置を適切にする。
- 汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。
- 汚染された地域は、除染して、当該地域から原因物質を除去することが重要である。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課（局・室）における平素の業務

市の各部課（局・室）は、第3編第2章1(3)による相当業務について、体制の整備等国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

ア 当直等による職員への連絡体制

市の当直が受理した国民保護に関する情報については、即時に国民保護担当職員に連絡し得る体制を確保する。

イ 初動連絡体制（警報の受理、現場情報の受理、国民保護担当職員及びその他関係機関等への連絡）

初動連絡体制については、市の国民保護担当職員が登庁するまでの間、別府市消防本部にその事務を委ねることとし、当該職員登庁後直ちにその事務を引き継ぐものとする。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体制	参集基準	配備体制
①市事前準備体制	国民保護担当職員が参集	国民保護担当課職員、消防本部職員並びに指定された職員
②市連絡本部体制	市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	市長、副市長、教育長、各部（局・室）長、議会事務局長、教育部長、消防長、上下水道企業管理者、国民保護担当課職員、消防本部職員並びに指定された職員
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集	全職員

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①市事前準備体制
	市の全部課室での対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)		②市連絡本部体制
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①市事前準備体制
		市の全部課室での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②市連絡本部体制
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③市国民保護対策本部体制

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
本 部 長	副本部長	総務対策部長	企画戦略対策部長
副 本 部 長	総務対策部長	企画戦略対策部長	防災局長
防災局長	防災危機管理課長	防災局長の指名する職員	防災局長の指名する職員
総務対策部長	総務班長	職員課長	会計課長
企画戦略対策部長	復興政策班長	財政課長	情報政策課長
観光・産業対策部長	観光班長	経済班長	農林水産班長
市民福祉対策部長	救護支援班長	環境班長	救護福祉班長
いきいき健幸部長	衛生医療班長	保険年金課長	介護保険課長
建設対策部長	建設班長	都市計画課長	公園緑地課長
市長公室対策部長	広報班長	情報班長	市長公室長の 指名する職員
議会对策部長	議会事務局長の 指名する職員	議会事務局長の 指名する職員	議会事務局長の 指名する職員
教育対策部長	教育班長	社会教育課長	学校教育課長
消防対策部長	消防次長	消防署長	警防課長
上下水道対策部長	水道班長	営業課長	工務課長

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員が行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防

本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置にかかる不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等

における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他各種ボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等において各種ボランティア関係団体が最大限に能力を発揮し、的確かつ迅速に活動ができるよう、その活動環境の整備と連携体制の強化に努める。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された大分地区非常通信連絡会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 市は、国民の保護のための措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用できる。具体的には、他の通信に優先して接続される。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集・整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 被災現場の状況を収集するため、県等の構築したヘリコプターテレビ電送システム等を積極的に活用する。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 国民に情報を提供するに当たっては、同報系防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生児童委員や社会福祉協議会、国際交流推進協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線及び全国瞬時警報システム（J－ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、同報系防災行政無線及び全国瞬時警報システム（J－ALERT）の整備を図る。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに

安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。この際、報告は基本的に武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）により行う。

(2) 収集・報告すべき情報

安否情報省令第1条に規定する様式第1号（避難住民・負傷住民）及び様式第2号（死亡住民）に基づき安否情報を収集する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|--|
| <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <ul style="list-style-type: none">① 氏名② フリガナ③ 出生の年月日④ 男女の別⑤ 住所（郵便番号を含む。）⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）⑦ その他個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）⑧ 負傷（疾病）の該当⑨ 負傷又は疾病の状況⑩ 現在の居所⑪ 連絡先その他必要情報⑫ 親族・同居者からの照会に対する回答の希望⑬ 知人からの照会に対する回答の希望⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意 <p>2 死亡した住民
（上記①～⑦に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none">⑧ 死亡の日時、場所及び状況⑨ 遺体が安置されている場所⑩ 連絡先その他必要情報⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答の同意 |
|--|

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計

資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するためあらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
別府市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 別府市 町 丁目 番 号
(北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

【国民保護ポータルサイト】 <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】 <http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊海上保安庁及び学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係わる情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 市は、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 市は、県警察と連携し避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト、避難行動要支援者名簿等必要な基礎的資料を準備する。

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している地域防災計画に定める個別計画を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、市民福祉対策部救護支援班に「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置し、支援に必要な職員を確保できる体制の整備に努める。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 自衛隊基地周辺地域における国との連携

自衛隊施設は、防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、市は、市内に所在する自衛隊施設の周辺地域における住民の避難のための、避難施設、避難経路及び運送手段の確保について、平素から県を通じて国との密接な連携を図る。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保

安部、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別(特に冬期間の避難方法)、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を本市において行うこととされた場合や市が県で行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとと

もに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）」に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、土地及び建物に関する課税台帳等の資料について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における連絡本部等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡本部等の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、別府市緊急事態連絡本部（以下「市連絡本部」という。）を設置する。また、県が連絡本部を設置した場合にも、同様に市連絡本部を設置する。市連絡本部は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

イ 市連絡本部は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市連絡本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、市連絡本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(ア) 設置基準

- a 国において武力攻撃事態等の認定がない場合において、市内外において緊急事案が発生したことを把握した場合（既にbに該当している場合を除く。）
- b 国において武力攻撃事態等の認定がない場合において、市内外において緊急事案が発生するおそれがあるとの情報を入手し、市長が連絡本部の設置の必要性があると認めた場合（既にaに該当している場合を除く。）
- c 国において武力攻撃事態等の認定が行われた場合（既にa・bに該当している場合を除く。）

- (イ) 廃止基準
 - a 緊急事案が終結した場合（武力攻撃事態等の認定が行われている場合を除く。）
 - b 武力攻撃事態等が終結した場合
 - c 別府市国民保護対策本部の設置が決定された場合
- (ウ) 設置場所

市連絡本部は、原則として市役所5階大会議室に設置する。市庁舎が被災し設置できない場合は、被災状況を勘案して指定した施設に設置する。
- (エ) 組織及び業務内容
 - a 市連絡本部
 - (a) 市連絡本部長

市連絡本部の本部長（以下「市連絡本部長」という。）は、市長をもって充て、市連絡本部の事務を統括する。
 - (b) 市連絡副本部長

市連絡本部の副本部長（以下「市連絡副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充て、本部長の事故あるときは、その職務を代理する。
 - (c) 市連絡本部員

市連絡本部の本部員は、市長部局、会事務局、教育部、消防本部の部局長及び上下水道企業管理者をもって充てる。
 - b 防災局

緊急事案や国による武力攻撃事態等の認定等に関する情報等を一元的に掌握し応急対策を円滑に処理するため、市連絡本部に防災局を置き、次の職員で構成する。

 - (a) 国民保護担当課職員
 - (b) 関係部局の室員：本部員を置く関係部局に属する職員から指定する。
 - c 市連絡本部会議

市連絡本部長は、情報収集連絡等に関する重要事項の協議等を行うため、本部長、副本部長、本部員及びその他必要な職員を構成員とする連絡本部の会議（以下「市連絡本部会議」という。）を設置する。

市連絡本部会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

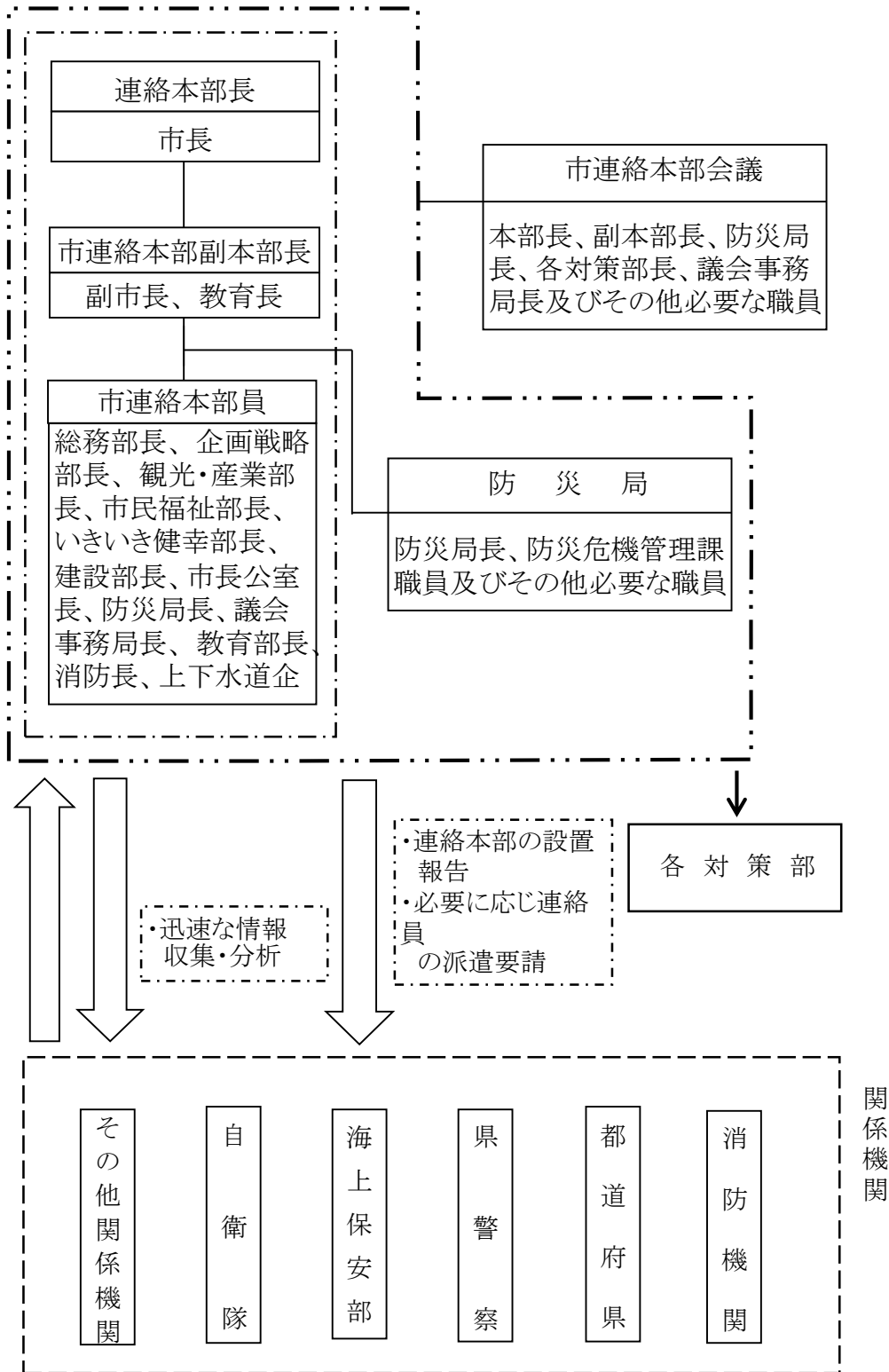
 - (a) 武力攻撃事態等のおそれのある状況及びその対応状況
 - (b) 関係課相互の調整事項
 - (c) 関係機関の連携に関する事項
 - (d) 国、県及び関係機関に対する要請に関する事項
 - (e) その他情報の収集連絡等に関する事項
 - d 部及び班

市対策本部に準じて編成する。
- (オ) 参集

原則、市対策本部と同様に全職員参集する。
具体的な参集基準は、別途定める。
- (カ) 市連絡本部設置時の留意事項

- a 市は、市連絡本部を設置したときは、直ちに事案の発生について、県に連絡する。
- b 市連絡本部は、県、指定公共機関、指定地方公共機関、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関に設置を通知するとともに、当該事案に係る情報収集及び情報提供を行う。
- c 市連絡本部は、必要に応じて自衛隊、その他防災関係機関に対して連絡員の派遣を要請することができる。

〔市連絡本部の構成等〕



連絡本部員

連絡本部

(2) 初動措置の確保

市は、市連絡本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、避難の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

市連絡本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市連絡本部は廃止する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、事前準備体制を立ち上げ、又は、市連絡本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、職員参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、原則として市役所5階大会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

順位	予備施設
第1順位	実相寺中央公園・管理棟
第2順位	中央浄化センター・2階会議室

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

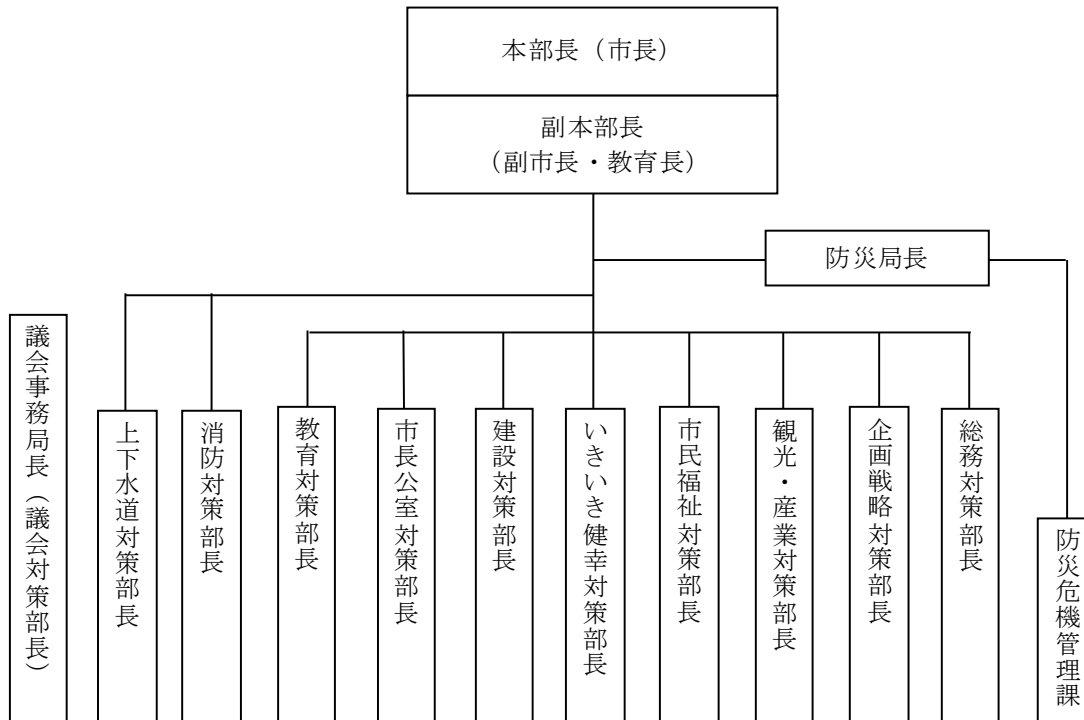
市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、

市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

ア 対策本部の構成



- 公営事業部長は、観光・産業対策部副部長となり、公営事業部は、観光・産業対策部長の指揮のもと、行政委員会事務局は市長公室長の指揮のもと活動を行う。
- 状況により現地調整所、現地対策本部を開設し所要の職員を配置して情報収集及び必要な対策を行う。

イ 市対策本部の「各対策部所管事務」は、次表のとおりとする。

対策部 (長)	班 (長)	課	所 管 事 務
共通	各班長	各 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2 所属対策部長の指示する事項に関すること 3 国民保護措置に関する関係書留の保管要領に関すること 市対策本部の情報要求に基づく情報収集に関すること 5 指示された避難所の設置・管理・運営に関すること 6 避難所等における安否情報の収集及び防災危機管理課への報告に関すること 7 避難行動要支援者支援班への要員の差出し 8 指示された場合、市民等の避難誘導に関すること
防災局 (防災局長)	防災危機管理課 (防災危機管理課長)	防 災 危 機 管 理 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 全ての対策部業務の統括 2 対策本部の設置、運営及び解散に関すること 3 対策本部会議場の設置、会議の開催及び記録に関すること 4 国民保護法の適用に関すること 5 各対策部との国民保護措置に関する総合調整に関すること 6 通信の確保に関すること（無線の管理・運営・保管を含む） 7 警察、その他関係機関との連絡・調整及び協力要請に関すること 8 警戒区域の設定に関すること 9 県対策本部との連絡・調整及び要請に関すること 10 自衛隊の派遣要請及び受け入れに関すること 11 警報、緊急通報等の收受及び伝達に関すること 12 対策本部情報要求の作成及び配布に関すること 13 収集情報の分析等並びに対策本部及び各対策部への情報提供に関すること 14 安否情報の収集・整理・報告・伝達に関すること 15 被災者台帳システムの統括に関すること 16 避難実施要領の策定及び指示、避難指示の解除並びに避難住民の復帰要領の策定及び指示に関すること 17 現地調整所、現地対策本部の設置・運営・廃止に関すること 18 特殊標章等の作成・交付等に関すること 19 避難所における通信設備の設置に関すること 20 本部会議の記録に関すること 21 公共交通機関情報に関すること 22 災害情報及び対応処理等の記録及び集計に関すること 23 災害情報及び対応処理等の掲示に関すること 24 本部の庶務に関すること 25 他の部・班の分掌に属さない事項及び防災局長の指定する事務に関すること

対策部 (長)	班 (長)	課	所 管 事 務
総務対策部 (総務部長)	総務班 (総務課長)	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部業務の統括 2 各部の所管施設等の災害情報収集と本部への報告に関する事 3 庁舎及び所管施設等の被害調査及び応急対策に関する事 4 部内所管施設等の災害情報収集に関する事 5 電気・ガス等ライフライン事業者との連絡調整に関する事 6 来庁者及び職員の安全確保、負傷者の救護に関する事 7 応急公用負担に関する事 8 緊急通行車両の確認・申請に関する事 9 災害応急対策時の庁内集中管理車両の配備及び運行に関する事 10 緊急輸送用車両の借上に関する事 11 災害時の輸送に関する事 12 災害関係文書の受理、配布及び発送に関する事
		職員課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の参集及び安否情報の集約に関する事 2 職員配置の調整（職員の応援要請等）に関する事 3 他機関及び他自治体への職員派遣の要請及び受入・配備に関する事 4 他機関及び他自治体への職員派遣に関する事 5 職員の給与・給食及び医療等厚生に関する事
		契約検査課	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料等非常用物品の購入に関する事 2 燃料の確保に関する事 3 応急対策用資機材等の購入に関する事
		会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧に要する資金の調達に関する事 2 物品出納及び会計に関する事 3 避難所の統括の協力に関する事
		市民税課 資産税課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害による市税の減免及び猶予に関する事 2 罹災証明書等の発行等に関する事 3 罹災証明書等の発行に関する体制の確保に関する事 4 被災納税者等の税の相談に関する事 5 住家等の被害認定調査に関する事 6 避難所の統括の協力に関する事
	税務班 (市民税課長)	債権管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災証明書等の発行に関する事 2 被災納税者の税の相談に関する事 3 住家等建物被害の認定調査に関する事 4 避難所の統括の協力に関する事

対策部 (長)	班 (長)	課	所 管 事 務
企画戦略対策部 (企画戦略部長)	復興政策班 (政策企画課長)	政策企画課 財 政 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部業務の統括 2 部内所管施設の被害情報収集と総務課への報告に関する事 3 対策本部の予算及び経理に関する事 4 各対策部の復興計画の統制に関する事 5 各対策部の復興・復旧対策の統制に関する事 6 災害復旧等の財政措置、資金調達に関する事
	情報推進班 (情報政策課長)	情報 政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報通信手段の確保に関する事 2 庁内ネットワークの構築・維持・運営に関する事 3 被災者台帳システムの運用補助に関する事 4 安否情報業務の支援に関する事 5 避難所等のICT整備等に関する事
観光・産業対策部 (観光産業部長) (副部長…公営)	観光班 (観光課長)	観 光 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部業務の統括 2 部内所管施設等の災害情報収集及び総務課への報告に関する事 3 観光施設の被害調査に関する事 4 観光客の避難対策・支援対策及び被災情報収集に関する事 5 観光復興計画に関する事 6 その他観光関係に関する事
		温 泉 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 温泉施設の点検管理、応急復旧計画及び対策に関する事
		文化国際課	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人の避難対策・支援対策及び被災情報収集に関する事 2 多言語支援センターの設置に関する事
	経済班 (産業政策課長)	産業政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業関係の災害情報収集・報告に関する事 2 商工業関係の災害応急対策並びに復旧計画に関する事 3 商工業関係団体との連絡調整に関する事 4 被災中小企業者等に対する融資の斡旋に関する事 5 その他経済関係に関する事
		公 営 競 技 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 競輪(場外含む。)の開催の可否に関する事
	農林水産班 (農林水産課長)	農林水産課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産関係の被災情報収集に関する事 2 治山事業に関する事 3 農業用ため池に関する事 4 農林水産関係の応急対策並びに復旧計画に関する事 5 農林水産関係団体との連絡調整に関する事
		農業委員会 事 務 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産課の応援に関する事

対策部 (長)	班 (長)	課	所 管 事 務
市民福祉対策部 (市民福祉部長)	避難所班 (市民課長)	市民課	1 避難所の統括に関する事 2 被災者支援台帳システムの運用（避難者収容状況の把握と名簿作成）に関する事 3 他都道府県及び他市町村の避難住民の受け入れに関する事 4 出張所との連絡調整に関する事
		共生社会実現・部落差別解消推進課	1 人権教育の関係機関及び団体との連絡調整に関する事 2 市民課の応援に関する事
	環境班 (生活環境課長)	生活環境課	1 し尿処理施設内の保安管理に関する事 2 災害時の仮設トイレの設置に関する事 3 広域圏事務組合との連絡調整に関する事 4 被災地域の環境衛生に関する事 5 被災地域の清掃作業及びし尿処理に関する事 6 被災時の病害虫の発生予防に関する事 7 被災時の廃棄物の処理に関する事 8 災害応急対策時の清掃車両の応援出動に関する事 9 埋立施設の保安管理に関する事
救護支援班 (高齢者福祉課長)	高齢者福祉課 ひと・くらし支援課	1 部業務の統括 2 部内所管施設等の災害情報収集と総務課への報告に関する事 3 被災者及び避難住民等の救護に関する事 4 避難行動要支援者の名簿配布に関する事 5 避難行動要支援者支援班の編成・救護活動に関する事 6 避難行動要支援者（高齢者等）の被害情報の収集及び応急対策に関する事 7 福祉避難所が開設された場合の要配慮者避難に関する事 8 高齢福祉施設との連絡調整に関する事 9 民生・児童委員との連絡調整に関する事 10 日本赤十字社及び社会福祉関係団体との連絡調整に関する事 11 備蓄物資等の管理、配分に関する事（避難所開設に伴う事前配分含む） 12 義援金等の受付、配分、管理に関する事 13 被災者及び避難住民等に対する食料確保及び炊き出しに関する事 14 災害ボランティアセンター及びボランティア活動に関する事 15 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 16 災害弔慰金等の支給に関する事 17 遺体の収容及び埋葬に関する事 18 その他被災者及び避難住民等に対する援護措置に関する事	

対策部 (長)	班 (長)	課	所 管 事 務
市民福祉対策部 (市民福祉部長)	救護福祉班 (障害福祉課長)	障害福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者（障がい者等）の被害情報収集及び応急対策に関すること 2 福祉避難所が開設された場合の要配慮者避難に関すること 3 障害者福祉施設との連絡調整に関すること 4 備蓄物資等の管理、配分の協力に関すること
		子育て支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 園児の安全確保に関すること 2 臨時保育園の開設に関すること 3 保育園、保護者との連絡調整に関すること 4 生活必需品の手配依頼 5 児童福祉施設との連絡調整に関する事項 6 備蓄物資等の管理、配分の協力に関すること
いきいき健幸対策部 (いきいき健幸部長)	衛生医療班 (健康推進課長)	健康推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部業務の統括 2 部内所管施設等の災害情報収集と総務課への報告に関すること 3 医療機関及び救護所等での負傷者等の確認・報告に関すること 4 医療関係機関（医師会）への応援要請・受入体制に関すること 5 医療機関等の被害状況の調査及び応急対策に関すること 6 救急医薬品及び医療資器材等の確保、供給に関すること 7 広域医療搬送の情報収集に関すること 8 被災者等に対する医療、救護及び助産に関すること 9 要配慮者の判別に関すること 10 救護所の設置、運営に関すること 11 被災者等の健康相談、健康診断、保健指導、心のケアに関すること 12 被災者等の栄養状態調査、栄養相談、栄養指導に関すること 13 被災地域住民等に対する衛生指導、心の健康に関すること 14 感染症予防（臨時予防接種等）の実施に関すること 15 その他衛生に関すること
		保険年金課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の保険年金に関すること 2 健康推進課の応援に関すること
		介護保険課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の介護保険に関すること 2 健康推進課の応援に関すること
		スポーツ推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の指定を受けている体育館等の管理に関すること 2 避難所の開設及び運営への協力に関すること

対策部 (長)	班 (長)	課	所 管 事 務
建設対策部 (建設部長)	建設班 (都市整備課長)	都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内所管施設等の被災情報収集と総務課への報告に関する事 2 建設・土木業者との連絡調整に関する事 3 住宅・宅地等の応急危険度調査に関する事 4 損壊住宅の応急修理に関する事 5 損壊住宅の応急対策の助言に関する事 6 災害応急仮設住宅の建設に関する事 7 災害復興住宅に関する事 8 民間施設の指導、助言に関する事 9 住家等の被害認定調査の協力に関する事 10 被災者の建築相談に関する事 11 部内の応援に関する事
		都市整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部業務の統括 2 災害危険予想地域の警戒、監視に関する事 3 河川・港湾及び市街地等の警戒、監視に関する事 4 道路、橋梁、河川、堤防、土木工作物等に関する被害状況の調査に関する事 5 道路、橋梁、河川、堤防、土木工作物関係の応急対策並びに復旧計画に関する事 6 緊急輸送道路等交通の確保に関する事 7 交通規制に関する事 8 生活に支障をきたしている障害物の除去に関する事 9 災害対策用資機材及び重機等の調達、確保に関する事 10 水防活動の総括に関する事 11 建設・土木業者との連絡調整に関する事 12 河川・港湾及び市街地等の応急危険度調査に関する事 13 その他建築土木に関する事 14 部内の応援に関する事
		公園緑地課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園用地の活用に関する事
		施設整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有施設等の被害調査及び応急対策に関する事 2 住宅等の災害による応急危険度調査に関する事 3 住家等の被害認定調査の協力に関する事 4 損壊住宅の応急修理に関する事 5 損壊住宅の応急対策の助言に関する事 6 災害応急仮設住宅の建設に関する事 7 災害復興住宅に関する事 8 被災者の建築相談に関する事 9 市営住宅等の市有建築物の応急対策及び復旧計画に関する事 10 部内の応援に関する事

対策部 (長)	班 (長)	課	所 管 事 務
市長公室対策部 (市長公室長)	情報班 (自治連携課長)	自治連携課	<ol style="list-style-type: none"> 1 各課及び市民等からの災害情報の受理及び防災危機管理課への報告に関する事 2 避難行動支援者名簿の配布に関する事 3 被災住民からの相談に関する事 4 自治会 (自主防災組織含む) との連絡調整に関する事
	広報班 (秘書広報課長)	秘書広報課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部業務の統括 2 部内所管施設等の災害情報収集と総務課への報告に関する事 3 警報・避難の指示の伝達、応急対策事項の伝達等国民保護措置関連情報の市民等への広報に関する事 4 報道機関への情報提供等連絡・調整に関する事 5 本部長の記者会見及びその他記者発表に係わる統制及び総合調整に関する事 6 本部長及び副本部長の秘書及び特命に関する事 7 災害視察者及び見舞者の応接に関する事 8 本部長等の被災地視察に関する事
	機動班 (議事総務課長)	議事総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会との連絡調整に関する事 2 市長公室長の指定する事務に関する事
		選挙管理委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長公室長の指定する事務に関する事
		監査事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長公室長の指定する事務に関する事

対策部 (長)	班 (長)	課	所 管 事 務
教育対策部 (教育部長)	教育班 (教育政策課長)	教育政策課	1 部業務の統括 2 部内所管施設等の被災情報収集と総務課への報告に関する事 3 避難所の指定を受けている小中学校の管理に関する事 4 避難所の開設及び運営への協力に関する事 5 その他文教対策に関する事 6 県教育委員会との連絡調整に関する事 7 単独調理場及び学校給食共同調理場での炊き出しに関する事
		学校教育課	1 園児、児童、生徒の被災調査に関する事 2 園児、児童、生徒の安全確保、避難、救護に関する事 3 被災時における教職員の確保に関する事 4 被災園児、児童、生徒に対する学校教育及び保健管理に関する事 5 小中学校の応急教育に関する事 6 教科書その他学用品の調達及び配布に関する事 7 保護者との連絡調整に関する事
		社会教育課	1 避難所の指定を受けている地区公民館等の管理に関する事 2 避難所の開設及び運営への協力に関する事 3 史跡・文化財の被害調査及び応急対策に関する事 4 社会教育施設等の利用者の避難誘導及び安全確保に関する事

対策部 (長)	班 (長)	課	所 管 事 務
上下水道対策部 (上下水道企業管理者)	上下水道班 (次長)	総務課	1 部業務の統括 2 部内所管施設等の災害情報収集と本部への報告に関する事 3 物資の確保に関する事 4 資金の調達に関する事
		営業課	1 応急給水に関する事 2 市民からの問い合わせに関する事 3 広報車やピラ配布等による情報提供に関する事 4 給水等の広報に関する事 5 給水車等への充水作業に関する事 6 飲料水兼用型耐震性貯水槽の給水口の設置に関する事 7 給水拠点への飲料水の運搬に関する事
		工務課	1 水道施設復旧作業に関する事 2 浄水施設の監視及び運転に関する事 3 水質トラブルの現地調査に関する事 4 水質情報の収集及び水質検査体制の確立に関する事 5 水道工事業者との連絡調整に関する事 6 排水調整の立案に関する事 7 復旧対策の計画及び立案に関する事 8 応急復旧工事に関する事
		下水道課	1 下水道施設の応急対策及び復旧計画に関する事 2 その他、下水道に関する事

対策部 (長)	班 (長)	課	所 管 事 務
消防対策部 (消防長)	消防本部 (警防課長)	庶務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内所管施設等の災害情報収集と本部への報告に関する事 2 消防団（水防団含む）との連絡調整に関する事 3 防災活動に必要な資機材等の調達に関する事 4 消防団（水防団を含む）の活動記録及びその報告に関する事 5 その他庶務に関する事
		予防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報全般の収集及び報告に関する事 2 人的（家屋等）の被害状況調査に関する事 3 ライフライン等の被害調査に関する事 4 市民広報活動に関する事 5 報道機関等発表用資料の作成に関する事 6 その他予防に関する事
		警防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部業務の統括 2 気象予報等の収集及び伝達に関する事 3 災害現場の掌握と災害活動方針に関する事 4 救急、救助に関する事 5 消防水利に関する事 6 消防対策本部の活動記録に関する事 7 他市からの受援に関する事 8 火災の調査及びその他災害調査に関する事 9 遺体及び行方不明者の捜索に関する事 10 り災証明の発行に関する事 11 その他、警防に関する事
	消防署 (消防署長)	中 隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害危険予想地域の警戒、監視に関する事 2 災害の警戒及び防ぎょ活動に関する事 3 災害時における危険物の処理に関する事 4 救急、救助活動に関する事 5 災害の活動記録及び報告に関する事 6 緊急避難及び避難誘導に関する事 7 参集員の受付及び応援部隊の編成に関する事 8 火災、その他災害の調査及び支援に関する事 9 交代要員等の輸送に関する事 10 災害通信及び指令に関する事 11 無線統制に関する事 12 通信施設及び非常電源の確保に関する事 13 その他消防作業、通信業務に関する事

対策部 (長)	班 (長)	課	所 管 事 務
消防対策部 (消防長)	消防団 (団長)	各 分 団 団 本 部	1 災害の警戒及び防ぎよに関すること 2 救急、救助活動に関すること 3 管内住民への広報活動に関すること 4 緊急避難及び避難誘導に関すること 5 避難所開設の協力に関すること 6 水防活動に関すること 7 その他災害活動に関すること

※注 各部課共通事項第5項は、防災危機管理課、公園緑地課、自治連携課、秘書広報課、上下水道対策部、消防対策部を除く。

同第7項及び第8項は、防災危機管理課、上下水道対策部、消防対策部を除く。

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

ア 広報班の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う広報班を設置する。

イ 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 留意事項

(ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

(イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

(ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

エ その他関係する報道機関

(5) 市現地対策本部の設置

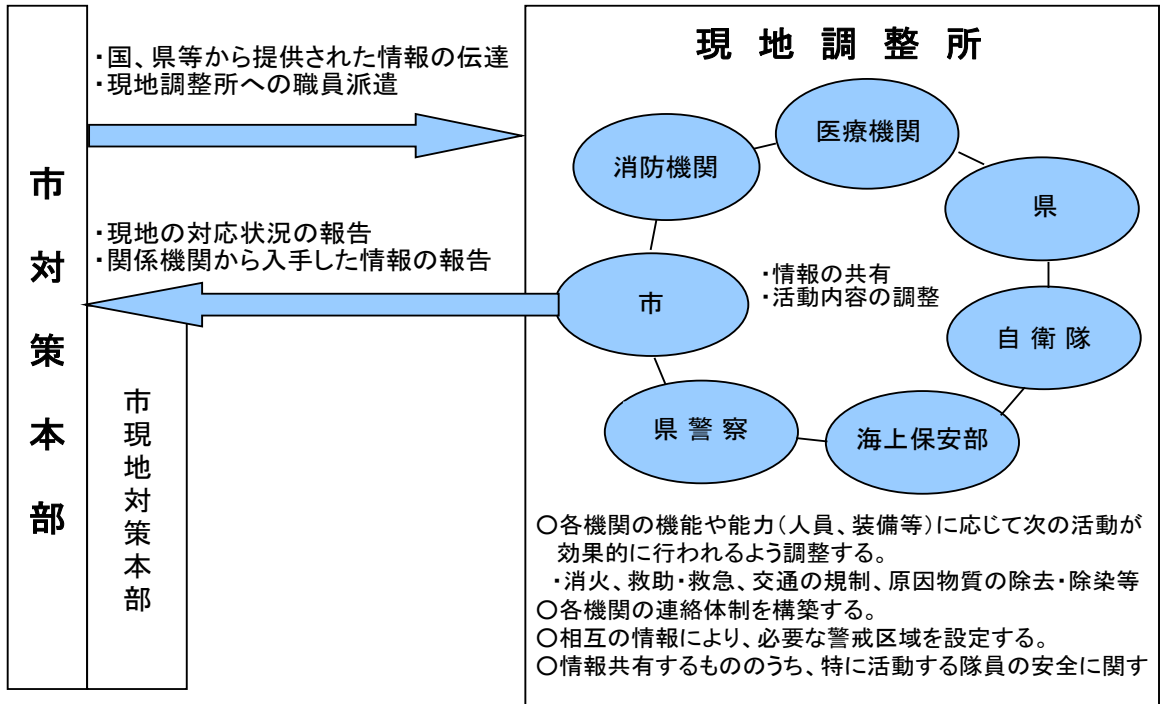
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



【現地調整所の性格・留意事項】

ア 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々に付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。

イ 現地調整所は、事態発生の際の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなくむしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般的である。

ウ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

エ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を

総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

カ 市長の国民の保護のための措置の実施

市長は、市対策本部の設置の有無にかかわらず国民の保護のための措置を実施することができる。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、同報系市防災行政無線等の通信回線若しくは、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加

国の武力攻撃事態等現地対策本部長が必要に応じ開催する武力攻撃事態等合同対策協議会について参加を求められたときは、市対策本部長又は市対策本部長の指名する対策本部員が参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、

関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は別府市国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊を介し、防衛大臣に連絡する。
- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求
 - ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
 - イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- (2) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。
- (3) 事務の一部の委託
 - ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - (ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - (イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
 - イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等
市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援
市は、自主防災組織等による警報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。
- (2) ボランティア活動への支援等
市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。
また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動

状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

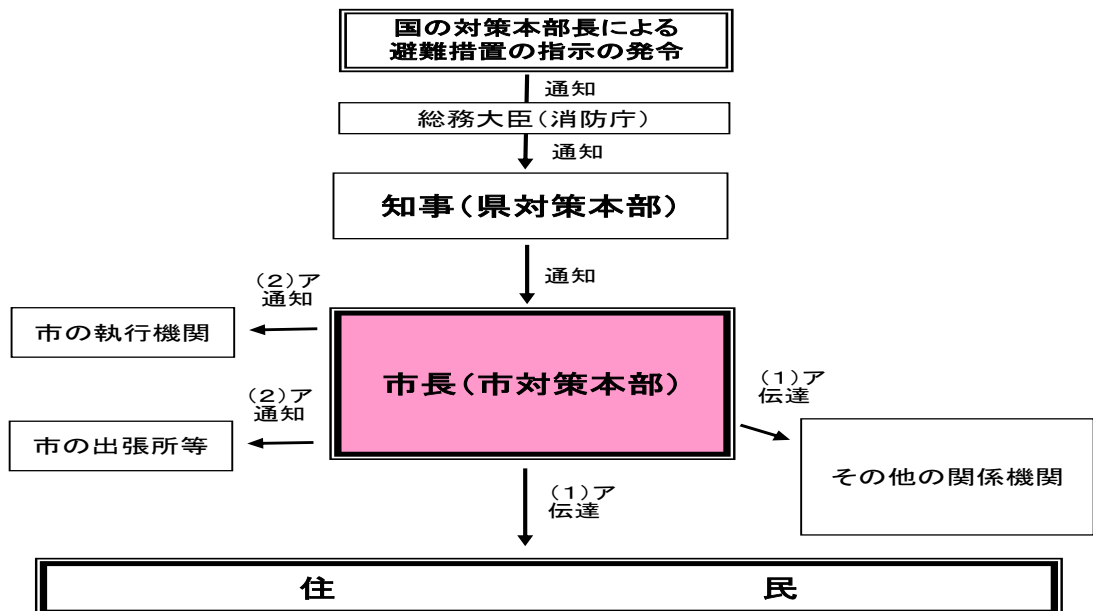
市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法により、速やかに住民及び関係のある団体に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (<http://www.city.beppu.oita.jp>)、Facebookに警報の内容を掲載する。

市長から関係機関への警報の通知・伝達



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達については、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等を活用し地方公共団体に伝達されるとともに、消防庁から携帯大手事業者を経由するエリアメール・緊急速報メールにより携帯電話・スマートフォンに配信される。

市は、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）と連携している同報系防災行政無線により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）に連動した同報系防災行政無線により国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を放送し周知する。

また、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）によって伝達された情報をホームページ及びF a c e b o o kに掲載する等の手段により周知を図る。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で地域防災計画に定める個別計画を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

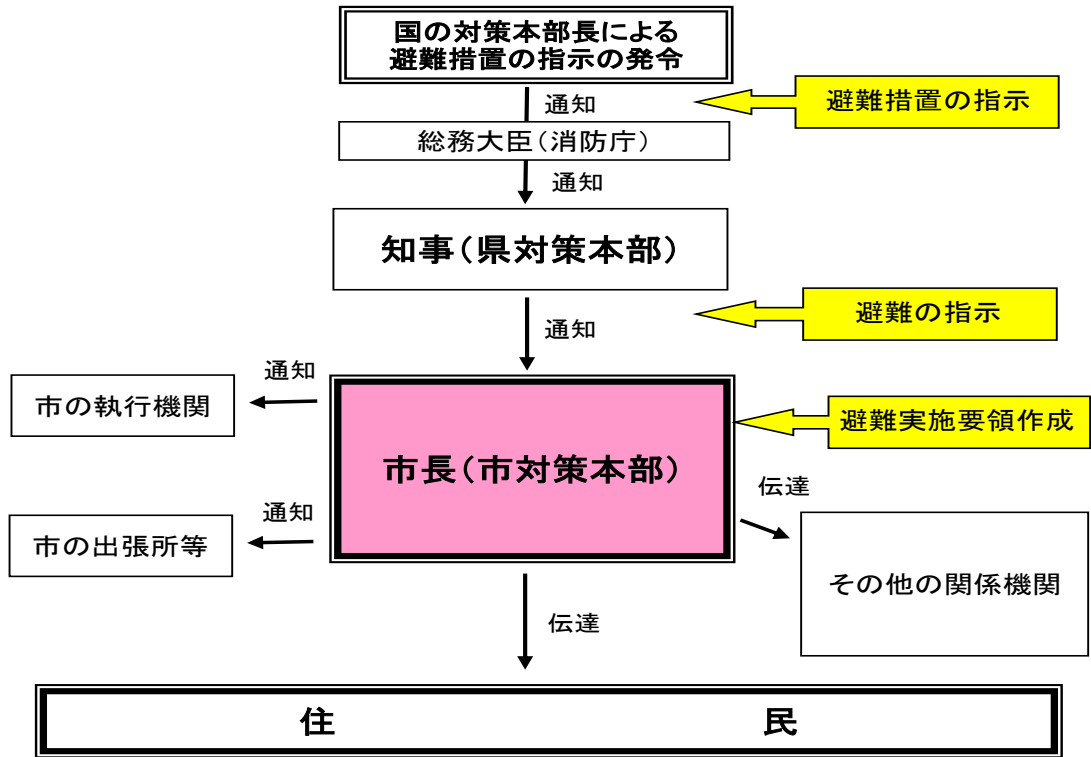
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じてその内容を、住民に対して迅速に伝達する。
- (3) 市長は、知事から市が県内避難住民及び他都道府県の避難住民の避難先地域として通知を受けたときは、避難住民を受け入れないことについて、現に武力攻撃を受けており避難住民の受入れを物理的に行えない場合等正当な理由がある場合を除き避難住民を受入れる。

市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達



2 武力攻撃事態等に応じた避難の態様

(1) 武力攻撃事態等

類型別	避難方法等
弾道ミサイル攻撃の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警報と同時に屋内避難 ・ 被害内容が判明後、他の安全な地域への避難の指示
ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要避難地域からの迅速な避難 ・ 移動の安全確保がなされない場合は、屋内避難
着上陸侵攻の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的避難
航空攻撃の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警報と同時に屋内避難 ・ 被害内容が判明後、他の安全な地域への避難の指示

(2) 緊急対処事態

類型別	避難方法等	
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風向き二次感染の防止等を考慮し、危険地域からの避難（退避） ・ 事態に応じ、市内避難又は県内避難 	
多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃		
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃		
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃		

3 避難の形態と避難方法

(1) 屋内避難：自宅又は近傍の施設への避難

ア 避難場所

自宅、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、建築物の地階等の地下施設

イ 避難方法

原則、徒歩とし、できるだけ速やかに屋内に避難する。

その後、事態の推移、被害内容等によって、市内、県内及び県外避難に掲げる方法により他の安全な地域へ避難を行う。

(2) 市内避難：市内の避難施設への避難

ア 避難場所

市内の避難施設

イ 避難方法

原則、徒歩とする。ただし、徒歩による避難が困難な高齢者等の避難行動要支援者の避難に限り、借り上げ車両（バス等）及び公用車を補完的に使用する。

(3) 県内避難：他の市町村への避難

ア 避難場所

市内施設から知事が指定する他の市町村の避難施設

イ 避難方法

(ア) 市内の避難施設（集合場所）までは、市内避難と同様とする。

(イ) 市内の避難施設から、知事が指定する県内の避難施設までは、借り上げ車両（バス、鉄道及び船舶等）及び公用車等（以下「借り上げ車両等」という。）とする。

(4) 県外避難：県外の市町村への避難

ア 避難場所

市内施設から県外の避難施設

イ 避難方法

(ア) 市内の避難施設（集合場所）までは、市内避難と同様とする。

(イ) 市内の避難施設から県外の避難施設へは、借り上げ車両等とする。

4 武力攻撃事態4類型の場合

(1) 弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃

警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。

着弾直後は、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続する。

被害内容が判明後は、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

国、県の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。

この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る。

ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

(3) 着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

5 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保

安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

ア 避難実施要領に定める事項

(ア) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

集合場所、集合時間、具体的な避難住民の運送手段や避難経路等

(イ) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

職員の配置、職員間の連絡手段、関係機関との調整方法等

(ウ) 避難の実施に関し必要な事項

避難施設の名称・所在・連絡先等避難先地域の情報、携行品、服装等に関する注意事項、追加情報の伝達方法等

イ 避難実施要領作成の際の主な留意事項

(ア) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

(イ) 避難先

(ウ) 一時集合場所及び集合方法

(エ) 集合時間

(オ) 集合に当たっての留意事項

(カ) 避難の手段及び避難の経路

(キ) 市職員、消防職団員の配置等

(ク) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

(ケ) 要避難地域における残留者の確認

(コ) 避難誘導中の食料等の支援

(サ) 避難住民の携行品、服装

(シ) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認（地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態）

イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

ウ 避難住民の概数把握

エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

オ 輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合）

（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）

カ 避難行動要支援者の避難方法の決定（個別計画、避難行動要支援者支援班の設置）

キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・

- 自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
 - ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
 - コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(3) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

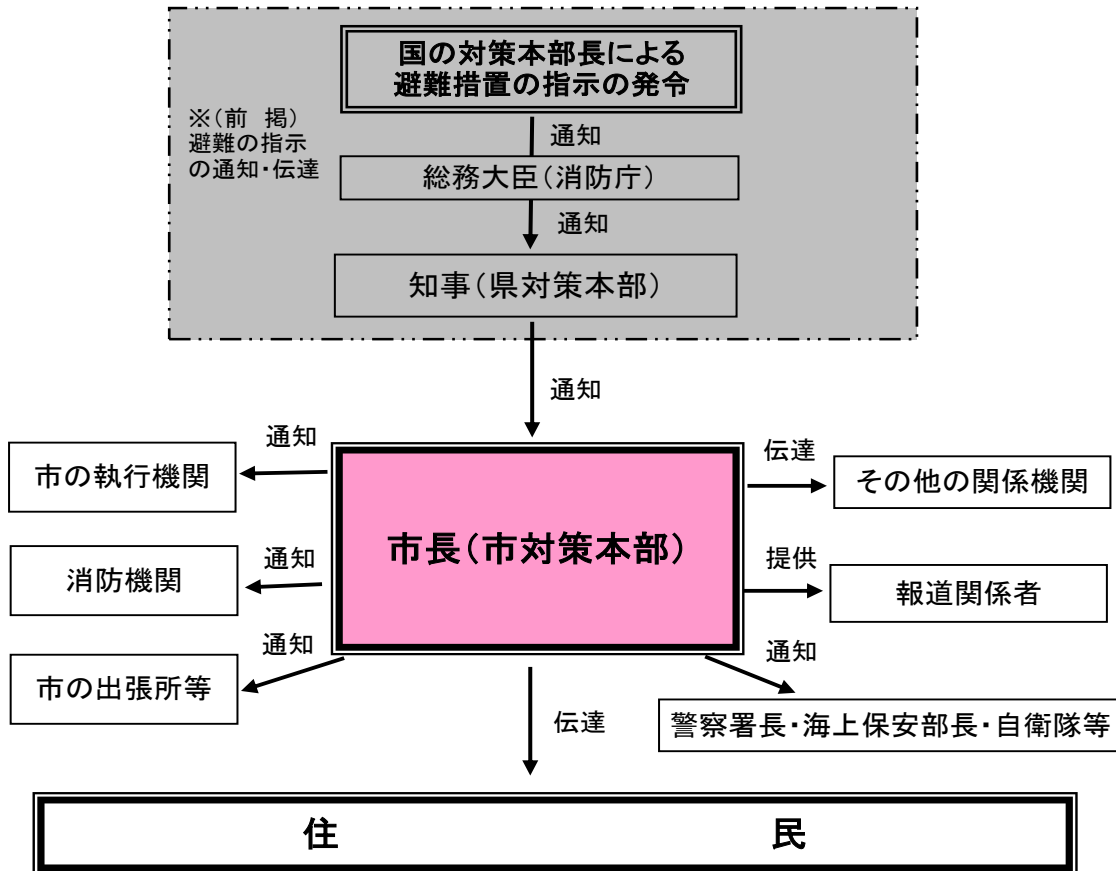
(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊大分地方協力本部長並びに県、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達



6 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

ア 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難先地域において市の住民の受入が完了するまで避難住民の誘導を行う。

イ 避難実施要領の内容に沿って、自主防災組織、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

ウ 市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

エ 職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

オ 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

カ 避難住民を誘導する者の安全確保は、市長の判断にゆだねられるが、事態の状

況によっては、現場で避難住民の誘導を指揮する者が判断して安全確保のために必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防長又は消防署長の所轄の下に、自主防災組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

ア 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

イ 市長は、警察官等が本市の避難住民を誘導しているときは、警察署長、海上保安部長又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下「警察署長等」という。）に対し、避難住民の誘導の実施状況に関し、必要な情報の提供を求め、また、避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察署長等に対し、避難住民の誘導に関し必要な措置を講ずるよう要請する。

ウ 市長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるように、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等と

ともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

病院、老人福祉施設、幼稚園、保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者は、これらの者が避難を行うときは拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引き渡し、車椅子や担架による移動の補助、並びに車両による搬送など避難が円滑に行われるようできるだけだけの措置を講ずる。

また、施設の管理者及び市のみによっては十分な輸送手段を確保することができない場合は、市長は、県、県警察、海上保安部及び自衛隊に協力を要請する。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(7) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難時の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市及び県警察は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、直ちに、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都道府県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 自衛隊施設周辺における措置

市は、避難施設及び運送手段の確保に当たって県を通じて国に必要な調整を要請する。

(15) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第5章 救 援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 死体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年度内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び大分県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

市長は、県の指示を受け、又は県を補助する場合、次の点に留意して救援を実施する。

ア 収容施設の供与に関し留意すべき事項

- (ア) 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- (イ) 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- (ウ) 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- (エ) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- (オ) 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- (カ) 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- (キ) 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- (ク) 提供対象人数及び世帯数の把握

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与に関し留意すべき事項

- (ア) 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物質の確認
- (イ) 物質の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- (ウ) 提供対象人数及び世帯数の把握

- (エ) 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物質輸送の際の交通規制
- ウ 医療の提供及び助産に関し留意すべき事項
 - (ア) 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
 - (イ) 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
 - (ウ) 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
 - (エ) 避難住民等の心身の健康状態の把握
 - (オ) 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
 - (カ) 医療品、医療資機材等が不足した場合の対応
 - (キ) 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
 - (ク) 臨時の医療施設における応急医療体制の確保
- エ 被災者の捜索及び救出に関し留意すべき事項
 - (ア) 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安部の関係機関との連携
 - (イ) 被災情報、安否情報等の情報収集への協力
- オ 埋葬及び火葬に関し留意すべき事項
 - (ア) 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
 - (イ) 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
 - (ウ) 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの搬送体制の確保
 - (エ) あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）
 - (オ) 県警察及び海上保安部との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
 - (カ) 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）
- カ 電話その他の通信設備の提供に関し留意すべき事項
 - (ア) 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
 - (イ) 電気通信事業等との設置工事の実施等を含めた調整
 - (ウ) 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
 - (エ) 聴覚障がい者等への対応
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関し留意すべき事項
 - (ア) 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
 - (イ) 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
 - (ウ) 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
 - (エ) 応急修理の相談窓口の設置
- ク 学用品の給与に関し留意すべき事項
 - (ア) 児童生徒の被災状況の収集
 - (イ) 不足する学用品の把握
 - (ウ) 学用品の給与体制の確保

ケ 死体の捜索及び処理に関し留意すべき事項

- (ア) 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防及び自衛隊・海上保安部等の関係機関との連絡
- (イ) 被災情報、安否情報の確認
- (ウ) 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- (エ) 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- (オ) 死体の一時保管場所の確保

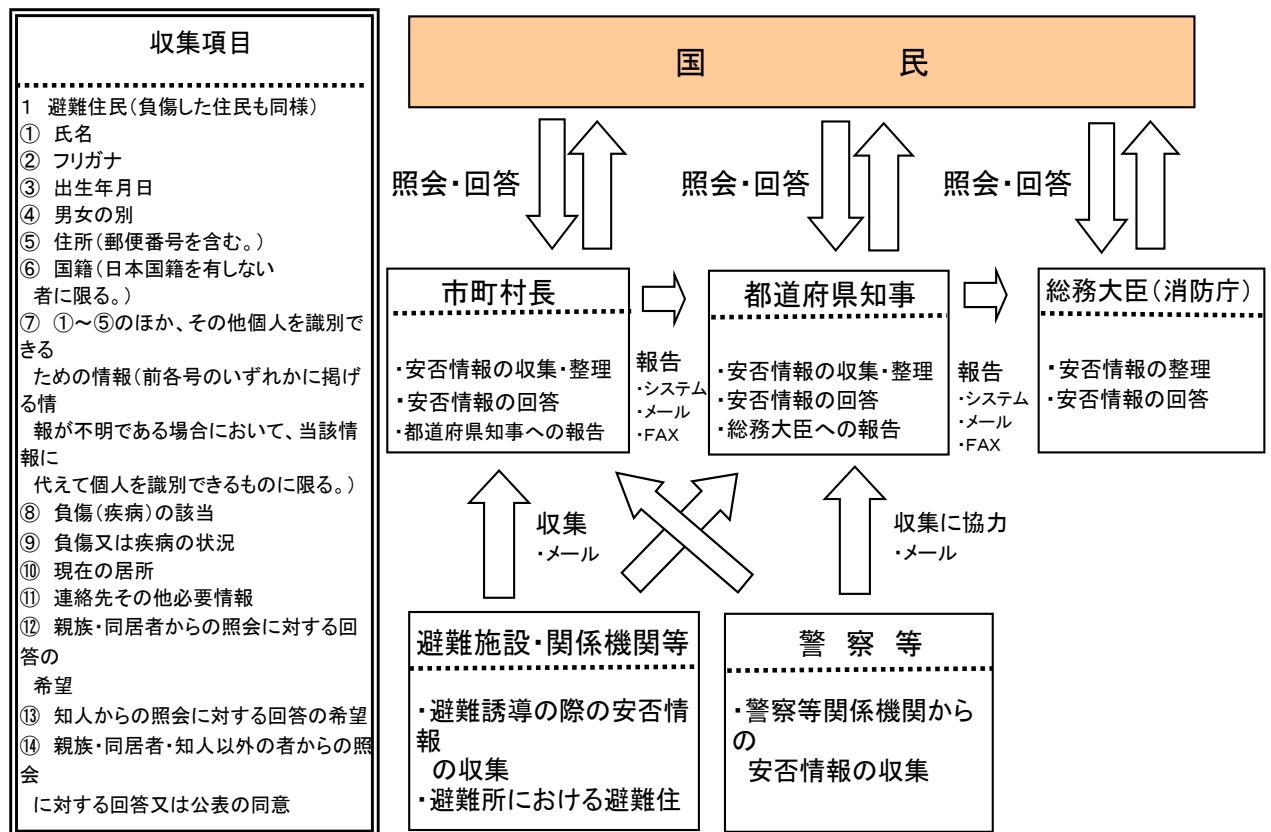
コ 日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去に関し留意すべき事項

- (ア) 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- (イ) 障害物の除去の施工者との調整
- (ウ) 障害物の除去の実施時期
- (エ) 障害物の除去に関する相談窓口の設置

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報収集・整理・提供の流れ



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所若しくは医療機関に収容等された避難住民等について安否情報の収集を行うほか、県警察等への照会により安否情報の収集を行う場合は、避難住民及び負傷した住民については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号により、死亡した住民については様式第2号により行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の必要事項を、総務省（消防庁）が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）により県に報告するものとする。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や、照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3の(2)・(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。また、消防吏員は、武力攻撃災害の兆候を発見した者等からの通報を受けた場合において、市長に通報することができないときは、速やかに、知事に通報する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

ア 市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

また、退避の指示をする場合において、集団で退避させるため、あるいは安全地域を明確にするためなどの理由により必要があると認めるときは、退避先を指示する。この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

イ 市長は、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、住民に危険が及ぶことを防止するため、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

(2) 屋内退避の指示について

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がないうちにおいて、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

- イ 市長は、退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に広報車、立看板等退避している住民が十分に了知できる方法でその旨を公表するとともに、速やかにその旨を知事に通知を行う。
- ウ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。この場合、知事からの通知を受けた場合を除き、知事に退避の指示をした旨の通知を行う。
- エ 市長は、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示を解除した旨の通知を受けた場合は、速やかにその旨を公表するとともに、知事に通知を行う。

(4) 安全の確保等

- ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

(3) 応急公用負担の手続等

ア 市長は、(2)のアの措置を行ったときは、速やかに、当該工作物等の占有者、所有者その他の権限を有する者に対し、当該工作物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日その他必要な事項（以下「名称又は種類」という。）を通知する。

この場合において、通知する相手方の氏名及び住所を知ることができないときは、市の事務所に必要事項を掲示するものとする。

イ 市長は、(2)のイの工作物の除去を行った場合は、倉庫等に収納するほか、警備員、監視員をつけて滅失又は破損等がないように管理する。

この場合において、市長は、当該保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量を公示する。

ただし、保管した工作物等が滅失又は破損するおそれがあるときや、保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、売却代金を保管する。

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の

安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について、市長が命ずることができる対象及び措置は、次のとおりである。

ア 対象

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

イ 措置

(ア) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）

(イ) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

(ウ) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を

求める。また、市長は、(1)のイの①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市内には、原子力事業所はないが、国の対策本部長からの応急対策に係る公示に備え、県地域防災計画に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。

1 武力攻撃原子力災害への対処

- (1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する公示等
 - ア 国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
 - イ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、消防本部に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。
- (2) モニタリングへの協力
市は、県の行うモニタリングに対し、地域防災計画（風水害・火山等対策編）の定め例により行うものとする。
- (3) 住民の避難誘導
 - ア 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
 - イ 市長は、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。
- (4) 安定ヨウ素剤の配布
市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、地域防災計画（風水害・火山等対策編第6章）の定め例により行うものとする。
- (5) 避難退域時検査及び簡易除染の実施
市は、一時移転の指示が出された区域から避難する住民に対する措置を行う場合は、地域防災計画（風水害・火山等対策編第6章）の定め例により行うものとする。
- (6) 飲食物の摂取制限
市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について地域防災計画（風水害

・火山等対策編第6章)に定める措置を講ずる。

(7) 職員の安全の確保

市長又は消防長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 N B C攻撃による災害への対処

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対応を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

なお、市は、N B C攻撃で想定される放射性物質、微生物、細菌、化学物質について県と情報を共有するとともに、専門機関との連絡窓口をあらかじめ把握するとともに、県に協力し物質を特定し得る機関との連携の下、対応する。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、県に協力し流通事業者を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がN B C攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、給水制限等の措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用するなど安全の確保を図るための措置

を講じるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、県警察、大分県別府県民保健福祉センター等の関係機関と連携して、消毒等の措置を行う。

消防長は、県が行う患者の移送について、その対処要員にワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講じた上で協力する。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

ア 市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

イ 市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

ウ 知事の要請を受けた市長は、上記汚染の拡大を防止するための措置を実施するため必要があると認めるときは、その職員に、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機（以下「土地等」という。）に立ち入らせる。

また、他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人から請求があるときは、これを提示する。

(6) 要員の安全の確保

市長又は消防長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告

- (1) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (2) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

3 情報の提供

市は、住民に対する情報提供に当たっては、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、広報担当者により正確かつ積極的に情報提供に努める。また、提供する情報の内容について、相互に通知し、情報交換に努める。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

(1) 市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

ア 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

イ 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

ウ 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

エ 飲料水衛生確保対策

(ア) 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

(イ) 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

(ウ) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

オ 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(2) 保健衛生の確保への協力要請等

市長又はその職員は、武力攻撃災害の発生により当該区域内における住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があるときは、安全の確保に十分に配慮した上で、当該住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

ウ 市は、平素から、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物の収集、運搬または処分について検討するものとする。

エ 細部は「別府市災害廃棄物処理計画（平成27年1月）」に基づき廃棄物の処分を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 避難住民等の雇用対策

厚生労働省は、必要に応じて避難住民等に対するきめ細かな職業紹介等の雇用対策を講ずるとともに、被災した地域における雇用の維持を図るために必要な措置を講ずることとされている。市は、これらの措置と相まって地域の実情に応じて必要な措置を講ずる。

(4) 市有財産等の無償貸し付け

市は、国民の保護のための措置を実施するため必要があると認める場合において、その所有に属する財産又は物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸し付け又は使用の対価を無償とし、又は時価より低く定めることができる。

(5) 生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 特殊標章等の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下、この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章

●オレンジ色地に青の正三角形

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明

付図のとおり。

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

3 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。

(1) 市長

- ア 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 水防管理者


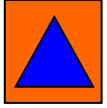
- ア 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

4 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

【国民保護法第158条第1項の身分証明書】

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as		
受付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information : 血液型/Blood type		
所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所有者の署名/Signature of holder	

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、港湾施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるころにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 救援に関する支弁

市は、国民保護の実施について、他の市町村長に応援を受けた場合は、実施者支弁の原則の例外として、当該応援を受けた市町村が当該応援に要した費用を支弁する。

また、当該費用を支弁するいとまがないときは、当該応援をする他の市町村に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象とする地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

別府市国民保護計画

発行日 令和3年7月
発行 別府市防災局
防災危機管理課